

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
第4期中長期目標 新旧対照表

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第4期中長期目標</b></p> <p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b></p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置付け （略）</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢</p> <p>現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（令和元年6月）において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>さらに、令和2年12月に経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下「グリーン成長戦略」という。）において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策が示されている。</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p>⑩ <u>グリーン成長戦略においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、政府は、開発・導入フェーズに応じて、2050年までの時間軸をもった工程表として、重点技術分野別の実行計画を策定し、意欲的な目標を設定するとともに、予算、税、規制・標準化、民間の資金誘導など、政策ツールを総動員するとされている。2050年カーボンニュートラルは極めて困難な課題であり、これまで以上に野心的なイノベーションへの挑戦が必要であることから、特に重要なプロジェクトについては、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、目標達成に挑戦することをコミットした企業に対して、技術開発から実証・社会実装までを一貫して支援することが必要である。【2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略】</u></p> <p>（別添）政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p> <p>こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、本中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第4期中長期目標</b></p> <p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b></p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置付け （略）</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢</p> <p>現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（令和元年6月）において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（別添）政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p> <p>こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、本中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>① 第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現のための中核技術として期待される人工知能（A I）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。</p> <p>また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、<u>2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーン成長戦略の実行計画を踏まえて、</u>従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に<u>取り組む</u>。</p> <p>これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。</p> <p>②・③ （略）</p>	<p>① 第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現のための中核技術として期待される人工知能（A I）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。</p> <p>また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、<u>長期的、戦略的な取組の中で大胆な温室効果ガス排出量削減を目指す等、中長期的な課題を解決するため、</u>従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に<u>注力する</u>。</p> <p>これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。</p> <p>②・③ （略）</p>
<p><b>II. 中長期目標の期間</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>II. 中長期目標の期間</b></p> <p>（略）</p>
<p><b>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>（略）</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6）特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>①・② （略）</p> <p><u>③グリーンイノベーション基金事業</u></p> <p><u>グリーン成長戦略の実行計画を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO<sub>2</sub>固定・再利用等の重点分野について、意欲的な2030年目標（性能・導入量・価格・CO<sub>2</sub>削減率等）に対し、そのターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間、継続して支援する。このため、NEDOは、令和2年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。</u></p>	<p><b>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>（略）</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6）特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。<u>NEDOが本業務に積極的に取り組むことを促すため、下記の各業務にも上記の（1）から（4）の数値目標の一部を準用する。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p><u>（新規）</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>令和3年度以降は、経済産業省が策定する基金の考え方・運営方法を定めた基本方針等（以下、「基本方針等」という。）を踏まえ、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省に報告する。</u></p> <p><u>なお、基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。</u></p>	
<p>2. <u>世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</u> （略）</p> <p>3. <u>技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</u> （略）</p> <p>4. <u>技術分野ごとの目標</u> （略）</p> <p>【エネルギーシステム分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業及びグリーンイノベーション基金事業</u>を行うものとする。</p> <p>【省エネルギー・環境分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業及びグリーンイノベーション基金事業</u>を行うものとする。</p> <p>【産業技術分野】 （略）</p> <p>【新産業創出・シーズ発掘等分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業及びグリーンイノベーション基金事業</u>を行うものとする。 （略）</p>	<p>2. <u>世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</u> （略）</p> <p>3. <u>技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</u> （略）</p> <p>4. <u>技術分野ごとの目標</u> （略）</p> <p>【エネルギーシステム分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業</u>を行うものとする。</p> <p>【省エネルギー・環境分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業</u>を行うものとする。</p> <p>【産業技術分野】 （略）</p> <p>【新産業創出・シーズ発掘等分野】 （略） 加えて、<u>ムーンショット型研究開発事業</u>を行うものとする。 （略）</p>
<p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b> （略）</p>	<p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b> （略）</p>
<p><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b> （略）</p>	<p><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b> （略）</p>
<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b> （略） （別紙） 評価軸  別添</p>	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b> （略） （別紙） 評価軸  別添</p>

変 更 案				現 行			
政策体系図 以上				政策体系図 以上			
(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸				(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸			
評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)	【エネルギーシステム分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>(グリーンイノベーション基金事業)</u> 経済産業省が定める基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。				(新規)	
2. (略)	(略)	(略)	2. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. (略)	(略)	(略)	3. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. (略)	(略)	(略)	4. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【省エネルギー・環境分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)	【省エネルギー・環境分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>(グリーンイノベーション基金事業)</u> 経済産業省が定める基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸・評価指標・モニタリング指標を改めて定める。				(新規)	
2. (略)	(略)	(略)	2. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. (略)	(略)	(略)	3. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. (略)	(略)	(略)	4. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【産業技術分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)	【産業技術分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>(グリーンイノベーション基金事業)</u>				(新規)	

変 更 案				現 行			
		<u>経済産業省が定める基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸・評価指標・モニタリング指標を改めて定める。</u>					
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)	【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>(グリーンイノベーション基金事業)</u> <u>経済産業省が定める基本方針等を踏まえ、令和3年度において、評価軸・評価指標・モニタリング指標を改めて定める。</u>				<u>(新規)</u>	
	2. (略)	(略)	(略)	2. (略)	(略)	(略)	
	3. (略)	(略)	(略)	3. (略)	(略)	(略)	
	4. (略)	(略)	(略)	4. (略)	(略)	(略)	
(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。				(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。			